

平成 20 年 1 月 31 日

大磯町長 三 好 正 則 様

大磯町行政改革推進委員会
委員長 成 田 康 昭

大磯町第 4 次行政改革大綱（案）について（答申）

平成 20 年 1 月 31 日磯企第 17 号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議をした結果、内容については概ね妥当と判断し、下記の意見を付して答申します。

記

大綱（案）の内容は全体として、策定基本方針に基づき第 3 次行政改革大綱を継承しつつも、目標を“分権型社会”から進展させた“地域主権型社会”の構築へと今日的な重要課題に改められ、またこれまで当委員会で審議した内容等も斟酌されているものと評価し、概ね妥当であると考えます。

今後、大綱の決定や実施計画の策定及び各施策の実施に当たり、特に以下の点に留意してください。

1. 質の高い行政サービスの実現

町はこれまで財政的側面から、経費の削減による収支の均衡に主眼を置いた改革に取り組まれてきた。しかし行政改革の真の目標は限られた財源の有効活用等により、町民満足度の高い、より質の高い行政サービスの提供を実現するものであるべきと考える。そのためには、町が目指すべき社会の姿を明確にした上で、事務事業の目的や効果を厳しく評価し行財政運営にメリハリをつけること。

2. 創造のまちづくり

財源の確保についてこれまで以上にきびしく取り組むことが必要であることは論を待たないが、大磯町そのものをさらに魅力あるものとするにより、新たな歳入を創出するという考え方を持つべきである。そのために、文化的遺産、自然環境の

優位性を有する大磯町の地域特性を十分に活用したまちづくりを目指すべきである。

3. 協働型地域経営の推進

地方が自らの責任において行政運営を進めるという地域主権型社会の構築には、行政改革の透明性を確保し、町民と行政が共通の認識や目標のもと、ともに地域社会を作り上げるという協働型の地域経営を推進することが重要である。そのために、住民の主体的参加を創造する質の高いまちづくりを促進すること。

4. 職員意識改革の推進

前大綱のもとで財政健全化計画、定員適正化計画及び人材育成基本方針が定められ、職員の行政改革に対する意識啓発に計画的に取り組まれているようであるが、依然として意識が徹底されていないようである。行政改革は、全職員がモチベーションを持って取り組める条件と、共通認識が重要である。

5. 町民に分かりやすい表現の工夫

大綱（案）の内容について、一部わかり難い又は誤解を招く表現が見受けられるため、町民の目線に立ち、わかり易い文章表現を心がけること。

6. 適切な進行管理

行政改革の目標を達成するためには、進行管理を適切に行う必要がある。そのためには、行政改革の進行管理について町内部のチェック体制を強化し、適宜進捗状況等を町民に公表すること。さらに、必要に応じて外部意見を求めることも重要である。

以上

大磯町行政改革推進委員会委員

委員長 成田 康 昭

副委員長 小 杉 武

委 員 河 野 真理子

〃 小 島 洋 子

〃 高 井 正 人

〃 増 井 静 江